

「消費税増税」 準備は大丈夫ですか？」

③

税理士・久保 聡
(旭日税理士法人)



10月1日に消費税増税が
表明され、来年の4月か
ら消費税が8%に増税さ
れることが決定しまし
た。また、10月1日から
消費税転嫁対策特別措
置法が施行されています。

この特措法は、中小企
業・小規模事業者が消費
税増税分を適正に価格に
転嫁できるようサポート
する法律です。概要は以
下のとおりです。

- ①消費税の転嫁拒否等
の行為(買いたたき、減
額など)が禁止されます。
- ②消費税分を値引きす
る等の宣伝や広告が禁止

されます。

③総額表示義務が緩和
され外税表示等が認めら
れます。

④中小企業が共同で価
格転嫁すること(転嫁カ
ルテル)や表示方法を統

や広告の価格などについ
ては総額表示義務があり
ますが、消費税増税に伴い
平成25年10月1日から平
成29年3月31日までの間
は、消費者に対して表示
価格が税込価格であると

と誤解されないことや、
平成27年10月に税率が
10%へ引き上げられた場
合でも、値札などを付け
替える手間やコストが省
けることなどから、外税
表示が主流になりそうな

10月1日から外税表示が復 活、あわせて印紙税の確認を

一すること(表示カルテ
ル)が認められます。

そこで、最終回は消費
税の表示について取り上
げます。

消費者に対する値札

誤認されないための措置
を講じていけば、外税表
示も認められます。

外税表示の場合、本体
価格が表示されるので、
商品自体が値上がりした

状況です。

また、特措法とは直接
関係ありませんが、この
機会に消費税の表示方法
と印紙税の関係も確認し
ておきたいと思えます。

含めません。

具体的な例をあげてみ
ます。請負契約書に、「請
負金額1050万円うち
消費税50万円」と「請負
金額1050万円、税抜
価格1000万円、消費
税50万円」などと記載し
た場合は、消費税を含め
ない1000万円を記載
金額とし、印紙税は1万
円となります。

しかし、「請負金額1
050万円、消費税5%
を含む」と記載した場
合は、必ずしも消費税
が明らかとは言えない
ので、消費税を含めた
1050万円を記載金額
とし、印紙税は5万円と
なります。

また、領収書について
も消費税を明らかにする

ことで、消費税を含めな
い記載金額が3万円未
満(平成26年4月以降は
5万円未満)となれば、
印紙税は課税されませ
ん。

プロフィール

旭日税理士法人

税理士を中心に、弁
護士、社会保険労務
士、行政書士などが所
属する税理士法人。「V
alue Creation
ion」のテーマのも
と、自ら考え、また横
断的なチームワークで
対応する形態をとって
おり、特に法人の税務
対策には定評がある。

久保 聡

旭日税理士法人理
事、副所長・東京事務
所長。会社の税務を得
意とし、東京を拠点に
仙台でも活動。「クラ
イアントと共に成長す
ること」をモットーに、
細やかで、かつ、迅速
な対応を心掛ける。

税額が異なる場合や非
課税となる場合がありま
す。契約書一通、領収書
1枚の印紙税額は小さく
ても、多数になれば印紙
税額も多額になりますの
で、見直してみたいと
い。

経済産業局認定経営革
新等支援機関。